

4月施行 『高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例』

「高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例」が、平成21年4月1日から施行されます。この条例は、市民、事業者および市の役割を定めるとともに、禁止行為と罰則、地区の自主的な美化活動に対する支援などを定めています。条例の概要についてお知らせいたします。詳しいことはお問い合わせください。

目的

市民の快適で清潔な暮らしを阻害する身近な問題を防止し、きれいで住みやすい地域社会をつくれます。

環境美化推進地域を指定

市民または事業者が積極的に環境美化活動に取り組む地域を、地域の方々の求めに基づき市が「環境美化推進地域」として指定し、その地域の自主的な環境美化活動を支援していきます。

推進員と指導員が連携し、地域の環境美化活動を進めていきます。

環境美化推進員

地域の環境美化に係る報告、普及および啓発を行うための『環境美化推進員』を、市民、事業者のうちから市長が委嘱します。

環境美化指導員

条例に規定された事項に係る指導、勧告および命令に関することや地域の環境美化に係る報告、普及および啓発を行うための『環境美化指導員』を市職員から任命します。

遵守事項・禁止事項

- ①ごみステーションなどの利用上のルールを規定
- ②資源ごみ分別収集拠点からの資源再生物の持ち去りを禁止
- ③空き缶、吸い殻などの放置、投棄を禁止
- ④回収容器の設置および管理について規定
- ⑤犬、猫の管理について規定
- ⑥犬猫などのふんの放置、投棄を禁止
- ⑦土地の管理について規定
- ⑧落書きを禁止

罰則規定

②③⑥⑧の禁止事項について守られない場合は違反者に対し罰則が課せられることがあります。



環境美化推進員募集

市では、きれいで住みやすい地域社会をつくるため、地域の環境美化活動や『環境美化指導員』（市職員）とともに環境美化に係る普及啓発を行っていただく『環境美化推進員』を募集しています。

募集条件：1団体3人以上（事業者を含む）

募集期限：〔第1期募集〕2月28日(土)

申込方法：「環境美化推進員応募用紙」を記入のうえ、直接、市民生活グループへ申し込んでください。

応募用紙：市民生活グループ、または市公式ホームページの申請書ダウンロード（組織別検索で市民生活グループを選択）から入手できます。

問合せ先 市役所市民生活グループ 電話52-1111（内線263・265）